

「鋸南町立鋸南中学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第2条）

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○千葉県基本理念

- ・すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない」と正しく認識すること、いじめへの対処を理解し行動できる力を身につけることが、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核となる。
- ・学校を中心に、いじめを受けた児童生徒・助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要
- ・児童生徒が「いじめを放置しない」ことを可能にする環境づくりが必要

(2) 基本理念

いじめは本校でも、またどの生徒にもおこりうるものである。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、本校ではすべての生徒がいじめを「しないこと」「させないこと」「見逃さないこと」により、自他の生命を尊重することをめざし、全職員が一丸となって、いじめ防止等に努めていくための対策を行う。

(3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

(5) 指導方針等の周知

学校は、いじめの軽重に関わらず、関係生徒の保護者へ事実と指導について連絡をすることを生徒と家庭へ周知させる。

学校は、いじめの行為が犯罪として取り扱うべきものや生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるものと判断できる場合は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と連携した対応をとることを、生徒と家庭へたよりの配布とPTA総会や懇談会にて周知させる。

2 学校いじめ対策組織

生徒指導委員会を基本とした「いじめ防止対策委員会」を設置し、以下の取組を実施する。

【委員会の構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援担当、
鋸南町教育委員会主任指導主事、スクールカウンセラー（不定期）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。
- (3) 「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修を企画・運営する。
- (4) 学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。
- (5) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。
- (6) いじめの疑いに関する情報があった時の緊急処方針の決定と、保護者との連携を図る。
- (7) 週1回を定例会として開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- (8) 構成員は、生徒指導委員会を基本とするも、緊急対処に際しては関係職員や必要に応じて人権擁護員等の外部機関を構成員とする等、柔軟に定め広く意見を集める。

3 基本的施策

(1) いじめの防止

- ①生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ②保護者並びに地域住民その他の関係者と連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が主体的に行う活動に対する支援を行う。
- ③いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を利用し、「いじめ防止キャンペーン」を実施する。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

- ①日常的な一人一人への声かけを行う。
- ②「生活ノート」を活用する。
- ③昼休み等授業時間外での、生徒の人間関係の観察を行う。
- ④いじめを早期発見するため、在籍する生徒・保護者に対する定期的ないじめアンケートを毎月実施する。
- ⑤教育相談旬間を設け、年3回学級担任に限らず、全職員で教育相談を実施する。
- ⑥スクールカウンセラーによる教育相談を全生徒に実施する。

(3) いじめを認知した場合の対応について

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を緊急開催する。
- ②すみやかに事実関係の有無（インターネット媒体としたいじめも含む）の確認を行う。いじめを行った生徒、その周辺にいたと思われる生徒個々から担任等が、いじめ事案に関わる状況を聞き取

り、事実確認を確実に行うとともに、記録に残す。なお、聞き取り時には生徒の心身の状態の把握に努め、適切な対応を行う。

- ③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への指導の依頼・助言を継続的に行う。
- ④いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ⑤いじめの関係者間における争いを生じさせぬよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び、所轄警察署と連携して対処する。

4 重大事態の対処について

重大事態とは（『いじめ防止対策推進法』第28条）

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

- (1) 校長は重大事態が発生した旨を、鋸南町教育委員会に速やかに報告する。

生徒・保護者から「いじめにより重大事態に至った」との申し出があった場合は、重大事態か否かの判断に関わらず、報告する。

いじめの認知・申し立てを受けた場合、受理者は担任へ連絡、順に学年主任、生徒指導主事、教頭・校長へ迅速に連絡を行う。必要に応じて医療機関・警察関係機関へも連絡する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、見ていた生徒等から聞き取りをする。個人的な関係によるものでない場合、アンケート調査を行う。調査実施後、報告書を作成する。（いつ、誰が、誰から、どんないじめ、認知後の今後の学校の対応等）報告書の作成は、事実の確認を行い、教頭が作成し校長が確認する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- (5) 報道機関の対応として、必要に応じて窓口の決定、町教育委員会への連絡、取材の日時・場所・担当・内容の決定を行う。

5 公表、点検、評価等について

- (1) 学校いじめ防止基本方針の公表

P T A総会、懇談会等を利用して、学校いじめ防止基本方針を紹介する。
- (2) いじめ事案への取組の評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を

学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期対応に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(3) 学校いじめ防止基本方針の見直し

生徒及び保護者対象のアンケート調査の分析や学校評議員会の評価と校内でまとめたいじめ事案への取組についての成果と課題をもとに、学校いじめ防止基本方針を見直し、公表する。

6 学校いじめゼロ宣言について

生徒総会にて以下の4つを採択し、宣言する。

その後、これを基に各学級でいじめゼロ宣言を考え、生徒集会にて宣言する。

鋸南中学校 全校いじめゼロ宣言

私たちは、いじめを しない させない 加わらない 許さない。

そのために、全校でいじめゼロ宣言を決めました。

<人の嫌がるような暴言・暴力を絶対にしません>

- ・自分の行動を振り返り反省する。
- ・悪口・陰口など、人を傷つける言葉は使わない。

<人の気持ちを考え、優しい心を持ちます>

- ・冷たい言葉ではなく、温かい言葉をかける。
- ・困っている人がいたら「大丈夫」と声をかけ手伝う。

<個性を大切にし、相手を敬います>

- ・人が発表をしたりする時、相手の方を見る。
- ・良いことをしたらほめる。
- ・「ありがとう」の感謝の気持ちを大切にする。

<なんでも話し合える友達関係をつくります>

- ・悩みがあったら相談をし、相談された人は答える。
- ・仲間外れをしないで、誰でも仲間に誘う。

7 その他

- (1) この「学校いじめ防止基本方針」に示されるものの他、「学校いじめ防止基本方針」に必要な事項は、校内いじめ防止対策委員会が中心となり、校内で十分に検討し、校長の責任において定める。
- (2) この「学校いじめ防止基本方針」を改訂した場合は、改訂日を記載し、改訂後の「学校いじめ防止基本方針」を速やかに公表する。

この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年3月1日から運用する。

平成26年9月30日改訂

平成30年5月22日改訂